

令和元年10月1日

部、室、課長

出先機関の長

議会、各種委員会及び委員の事務局長 あて

消防長

総 務 部 長

令和2年度予算編成について(通知)

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、人口減少や少子高齢化の急速な進展という最大の壁に立ち向かい、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させていくため、人づくり革命及び生産性革命を実現・拡大し、潜在成長率の引上げを進め、成長と分配の経済の好循環の拡大を目指すこととしている。

また、地方財政については、令和元年度から令和3年度までの地方の一般財源総額は、平成30年度と実質的に同水準を確保するとしているものの、国の今後の動向次第では一段と厳しい財政運営を求められることも考えられることから、決して予断を許さず、国の動向を注視する必要がある。

本市は、人口減少に伴う税収、地方交付税などの歳入の減少や、公共施設の更新等への歳出の増加が避けられないなど極めて厳しい財政状況ではあるが、「人口が減少しても幸せに暮らせるまちづくり」の実現に向けて、多様化する課題への的確かつスピーディな対応など、本市の地方創生に必要な施策・事業の進捗が図られる予算としなければならない。

令和2年度予算編成においては、行政改革プランに掲げる4つの柱に基づく取り組みを積極的に進めるとともに、総合計画をはじめ各種計画に位置付けた政策・施策を着実に推進するため、全職員が前例にとらわれることなく、創意工夫を凝らして予算編成に取り組むこととする。

これらのことを踏まえ、令和2年度の予算要求は、「氷見市予算の編成及び執行に関する規則」に基づき、次の事項に留意して見積られるよう、命により通知する。

第1 令和2年度予算編成の基本的な方針について

1 基本的事項

(1) 氷見市の財政状況

本市の令和2年度財政見通しは、歳入では、税率の引き下げの影響等に伴う法人市民税の減少が見込まれるものの、幼児教育・保育の無償化をはじめとした社会保障関係経費などの財政需要の増加に伴う地方交付税の増額が見込まれることから、一般財源総額は前年とほぼ同額となる見込みである。

一方、歳出においては、人件費が会計年度任用職員制度への移行に伴い増額が見込まれるとともに、第8次総合計画をはじめとした各種計画に位置づけられた事業の着実な進捗や少子高齢化への対応のほか、新文化交流施設、学校給食センターや消防出張所の整備、道路・橋りょうなどの社会資本や公共施設の老朽化対策等に大きな財政需要が見込まれている。

このような状況から、令和2年度は極めて厳しい財政状況となることが見込まれる状況であり、施策・事業の必要性、効果を総点検し、資源配分の重点化を徹底するなど既存事業の一般財源負担を圧縮することにより、これらの財源を捻出していく必要がある。

(2) 「地方創生」に向けた取り組み

このように極めて厳しい財政状況ではあるが、「人口減少対策」の強化及び「人口が減少しても幸せに暮らせるまちづくり」の実現のため、

- ① いのちと暮らしを守る「住みたい街」
- ② 働く場所を創出する「働きたい街」
- ③ 氷見で子どもを生ま育てる「育てたい街」

の「氷見元気プロジェクト」に基づく総合的な事業展開を、これまでの実施事業の検証結果を踏まえ、強力に推進する必要がある。

(3) 働き方改革の推進による業務総量の圧縮

平成30年度の時間外・休日勤務申請時間数は26,130時間であり、時間外・休日の在庁時間が年間300時間超の職員がいることから、依然として長時間勤務が恒常化している現状がある。

このことから、限られた財源及びマンパワーの中でより効率的で生産性の高い組織を目指すため、組織力・職員力の向上、働き方改革により業務効率の向上に取り組むとともに、あらゆる視点から徹底した事務事業の見直し必要が不可欠である。

2 令和2年度予算編成の基本的考え方

(1) 第8次氷見市総合計画後期基本計画の推進

第8次氷見市総合計画に掲げる目指す都市像「人 自然 食を未来につなぐ交流都市ひみ」を実現するため、後期基本計画(平成30～令和3年度)の施策・事業を重点的かつ効率的に推進することとする。

(2) 「実施事業」の検証

政策的事業の予算要求に際しては、これまでの取り組みを整理、検証し、当該要求内容の背景、具体的課題、将来の目標、現在の進捗状況が明確に分かるようにする。

(3) 「部局長予算要求方針」の作成・周知等

各部局は、令和2年度予算編成方針等を踏まえ、部局長のリーダーシップのもと、令和2年度予算のあるべき姿を十分に議論した上で、各部局の予算要求の考え方、内容等を反映させた「令和2年度予算要求方針」を作成し、所属職員への周知を徹底する。

(4) 財政の健全性の堅持

令和2年度の予算編成にあたっては、財政の健全性を堅持するため、市税等の一般財源の確保に努めるとともに、見込みうる一般財源の範囲内で予算の重点的・効率的な配分に努めなければならない。

また、将来にわたっての持続可能な財政運営を確保するため、実質公債費比率や将来負担比率等の財政健全化判断比率の悪化を招かないよう、市債残高の増加抑制に留意する。

(5) 事務事業のゼロベースでの見直し

令和2年度の予算編成にあたっては、恒常化している長時間勤務の根本的な是正を図るため、ゼロベースでの事務事業の見直しを徹底し、業務の進め方の見直しやICTを活用した業務の効率化、業務の民間委託を進めるなど、限られたマンパワーの範囲内での事業の重点的・効率的な配分に努める。

特に、全職員の時間外勤務時間数を年間300時間以内とするとともに、総時間数についても平成30年度実績と比較し、10%以上削減することとする。

(6) 通年予算

令和2年度当初予算は、年度内に予測される全ての経費を要求することとする。

したがって、補正予算は、災害復旧や社会情勢の変化などに伴う喫緊の課題に対応するものに限ることとする。

3 令和2年度予算要求基準

予算編成にあたっては、次に掲げる予算要求基準を設定するので、部局ごとにその基準に従って、予算要求すること。

(1) 氷見元気プロジェクト推進枠

「氷見元気プロジェクト」に基づく総合的な事業展開を強力に推進するため、令和2年度予算において、特に重点化を図る項目を次のとおりとし、**新規分(既存事業の拡充分含む)を対象とした別途推進枠(一般財源ベース1億円)**を設ける。

この推進枠は、前年度当初予算のうち既存事業の廃止又は縮小(令和元年度において終了する事業は含まない)に伴う減額分に**100分の200を乗じた額の合計額の範囲内で要求**できるものとする。

<p>1 住みたい街 ～いのちとくらしを守る～</p> <p>(1)高齢者・障がい者にやさしい街づくり</p> <p>(2)若者の定住やU・J・Uターンの促進</p> <p>(3)災害に強い街づくり</p> <p>(4)安全安心なまちづくり</p>	<p>【令和元年度氷見元気プロジェクト事業】</p> <p>高齢者健康づくり事業費ほか9事業</p> <p>地方創生移住支援事業費ほか5事業</p> <p>ため池耐震性調査事業費ほか15事業</p> <p>高規格救急車整備事業費ほか10事業</p>
<p>2 働きたい街 ～働く場所の創出で元気な氷見市～</p> <p>(1)企業誘致と創業支援の推進</p> <p>(2)地場産業の育成</p> <p>(3)大学・研究関係施設の誘致</p>	<p>創業支援事業費ほか3事業</p> <p>滞在型交流施設整備事業費ほか20事業</p> <p>大学連携推進事業費ほか2事業</p>
<p>3 育てたい街 ～ストップ・ザ・少子化～</p> <p>(1)子育てしやすい環境づくり</p> <p>(2)学校教育の充実</p> <p>(3)安心でゆとりある環境づくり</p>	<p>保育所民営化推進事業費ほか11事業</p> <p>小中一貫校整備事業費ほか13事業</p> <p>海浜植物園リニューアル整備事業費ほか2事業</p>

(2) その他政策的経費

その他政策的経費の要求基準額は、次のア～カに掲げる経費を除き、一般財源ベースで、**令和元年度当初予算の5%以上を削減**する。なお、令和元年度において終了する事業等については、削減対象に含めない。

ア 継続費及び債務負担行為については、契約額とする。

イ 県施行事業負担金については、必要額とする。

ウ 繰出金については、必要額とする。

エ 国・県要望事業については、公共事業等検討委員会事業調整部会で調整された額の範囲内の額とする。

オ 災害復旧費については、最低限の必要額とする。

カ 除雪対策事業費については、必要額とする。

(3) 経常的経費

ア 人件費、扶助費、公債費等の義務的経費については、所要額とする。なお、扶助費については、過大見積りによる精算補正が生じないよう、厳正に見積もること。

イ 事務・施設管理的経費については、令和元年度当初予算と同額の範囲内にとどめるところとする。

第2 令和2年度予算要求にあたっての留意事項

1 総括的事項

(1) 市民の意見要望の反映

まちづくりふれあいトークの場や各種団体から出された市民の意見・要望、各種審議会・検討委員会の提言などを十分勘案すること。

(2) 「選択と集中」の徹底

事業の必要性を総点検し、「選択と集中」の観点から、真に必要性の高い分野への重点化、各分野における事業の重点化、類似事業の重複排除などを推進すること。

(3) 公共施設マネジメントの実施

「氷見市公共施設再編計画」を踏まえ、民間委託や指定管理者制度の活用にとどまらず、施設の統廃合や民間譲渡などについても引き続き検討を進めること。維持する施設についても、将来的な維持管理経費を意識しながら管理運営の効率化を進め、経費の削減を図るとともに、公共施設の改修・更新等については、現在策定中の「個別施設管理計画」に基づき、有利な財源の確保を図りながら計画的に行うこと。

(4) 特別会計・企業会計

社会構造の変化などによる収入の減などにより、事業を取り巻く環境は、一層厳しい状況にあるが、予算要求にあたっては、安易に一般会計からの繰入金に依存しないこと。

なお、総務省基準に基づかない特別会計・企業会計への繰出金については令和元年度当初予算額以下に抑制するとともに、必要最小限の所要額を見積もること。

2 歳入に関する事項

(1) 市税

財政運営の根幹をなすものであることから、社会経済情勢の変動や税制改正の動向等に留意するとともに、決算額との大きな乖離が生じないようできる限り適切に見積もること。また、公平性の観点からも未収金や滞納分を確実に減らすための効果的な対策を進め、徴収すべき歳入の確保に努めること。

特に、潜在している課税客体について十分な調査を行い、完全な捕そくを図り、市税収入の確保に努めること。

(2) 地方交付税、地方譲与税等

地方財政計画に留意し、国、県の情報収集に努め、適正に見積もること。

(3) 分担金、負担金

受益者負担の原則に基づき、受益と負担のバランスの適正化を図ること。

(4) 使用料、手数料

特定の行政サービスに要する経費の対価としての観点に立ち、事業に要する経費を賅うに足る額となるよう常に見直しや改定を行うとともに、未収金の収納に努めること。

(5) 国・県支出金

国・県補助金、負担金等の制度を十分活用して、財源の確保に努めること。

なお、国、県の予算編成過程における補助対象事業、補助基本額、補助率、負担区分等の状況に十分留意し、確実な見積りを行うこと。

(6) 財産収入

財産の適正な管理の下、ペイオフ対策に留意しつつ、安全かつ有利な運用に努め、適正な額を見積もること。また、未利用遊休財産のうち、売却処分が適当と認めるものについては、早期の売却に努めること。

(7) 市債

市債の新規発行を極力抑制し、将来の公債費負担の軽減を図ること。

市債を充当する場合は、事業の必要性や効果、規模等について十分検討を行い、国の地方債計画、氷見市過疎地域自立促進計画に基づく過疎対策事業債の活用、充当率等を十分勘案し、財務課と協議の上、適正な額を見積もること。

(8) その他の収入

額の多少を問わず、貴重な財源という認識に立ち、増収に努めること。

3 歳出に関する事項

(1) 事業の総合調整

関連事業については、相互に支障のないよう十分な調整に努めるとともに、コストパフォーマンスにも十分に留意すること。また、優先課題に重点を置くこととするが、事業仕分けや大胆なスクラップ・アンド・ビルドを行うことにより、予算や事務量の適正な配分に努めること。

(2) 経費の節減等

ア 前年から継続する事務事業の積算にあたっては、漫然と前年同様の積算基礎によることなく、過去の実績や物価の変動等に伴い節減できる経費を厳正に見積り、経費の節減に努めること。

イ 物品購入、事務委託の予算要求のための参考見積の徴取にあたっては、できる限り複数の入札参加有資格者から徴取するとともに、契約の性質及び目的に応じて、内容ごとに積算内訳を示すよう依頼すること。

ウ 施設については、将来の整理・統廃合等を見据え、長期的な維持管理経費の節減に努めること。

(3) 補助事業等

社会資本の整備、地域経済への波及効果、財源の効率的活用等の観点から、国・県要望事業を主体とした事業の確保はもとより、民間資本による事業の導入に努めるとともに、事業の地域的な適合性、効果等について検討を行い、事業の選択的導入を図ること。また、工事の計画・設計等の見直しや発注の効率化などに取り組み、引き続き、コスト縮減に努めること。

事業の導入にあたっては、国・県における制度の動向及び補助率、負担率等を的確に把握するとともに、今後の社会情勢等を勘案し、適正な額を見積もること。

なお、国・県補助金が減額となるものについて、一般財源への振替は行わないこと。

(4) 単独事業

補助事業との関連、事業効果等について十分配慮するとともに、真に投資効果が挙がるよう努めること。

(5) 補助金等

ア 新規補助金等は、厳に抑制すること。

やむを得ず新設する場合は、それに見合った既存の補助金等を整理し、「スクラッ

プ・アンド・ビルド」を徹底するとともに、あらかじめ終期を設定すること。

イ 市単独の補助金(市費の任意継ぎ足しを含む。)については、金額の零細なもの、目的を達したもの、社会経済事情に合わなくなったもの、補助効果が乏しいものについて、積極的に廃止すること。

また、やむを得ず継続するものについても、その必要性、補助効果、経理状況、他補助との重複の有無等を十分に調査し、終期の設定に努めること。

ウ 団体等への市単独の負担金についても、補助金と同様、当該団体等の行政効果、経理状況を精査検討し、減額又は終期の設定に努めること。

(6) その他の経費

上記に準じて見積ること。

特に、食糧費、諸費等については、必要最小限の経費を見積もること。